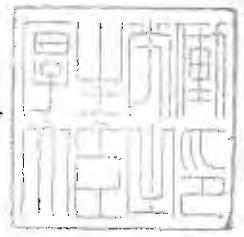


厚生労働省発食安0407第1号
平成26年4月7日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村憲久



食品安全委員会 食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

クロチアニジン



26 消安第119号
平成26年4月9日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品安全影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品安全影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づく動物用ワクチンの承認に当たって、同法第52条第1号の規定に基づく使用及び取扱い上の必要な注意として定められる使用制限期間（と畜場等への出荷前のワクチンを使用しないこととされている期間）の設定の考え方について、注射部位からの異物の消失に基づく考え方から、アジュバント等添加剤として含まれる成分の人への健康影響に基づく考え方へ変更すること
- 2 別添の使用制限期間が設定されている既承認の動物用ワクチン（112品目）に添加剤として含まれる成分（97成分）の人への健康影響



(別添)

使用制限期間が設定されている既承認の動物用ワクチン

アビプロＳＥ
アラディケーター
イナクティ／バック－ＳＥ
イングルバック フレックスコンボ
イングルバック フレックスコンボ ミックス
イングルバック M. hyo
ウエストナイルイノベーター
エムパック
オイルバスター EDS
オイルバスター MG
オイルバスター SE
オイルバックス 6
オイルバックス 7
オイルバックス AI
オイルバックス EDS-76
オイルバックス EDS-76x
オイルバックス MG
オイルバックス NB₂
オイルバックス NB₂AC
オイルバックス NB₂G
オイルバックス NB₂GR
オイルバックス Reo
オイルバックス SET
オイルバックス SETi
オイルバックス 5R
オイルバックス 6R
オイルバックス 7R
オイルバックス 7x
サーコバック
スパイロバック
スバキシン オーエスキ一 フォルテ
スバキシン オーエスキ一 フォルテME

スワイバック ARコンポ2
スワイバック ARコンポーネント
スワイバック ERA
スワイバック コンポBPE
タロバックEDS
タロバックNBEDS
ナバックAI
ノビリス E.coli inac
ノビリス ED^S
ノビリス IA inac
ノビリス IBmulti+G+ND
ノビリス IBmulti+ND
ノビリス IBmulti+ND+EDS
ノビリス Reo inac
ノビリス TRT inac
ノビリス TRT+IBmulti+G+ND
ノビリス TRT+IBmulti+ND+EDS
ノルバックス PLV3種oil
ノルバックス イリド mono
ノルバックス 類結／レンサ oil
パルボテック
ピシバック 注 LVP^R/oil
ビニューバックス SE
ビニューバックスNBE
ビニューバックスNBES
フォステラ PCV
フォステラ PCV “化血研”
フルシュア
フルシュア ER
ポーシリス Begonia DF・10
ポーシリス Begonia DF・50
ポーシリス PCV
ボビリス S
リスボバル
レイヤーミューン AIV
レイヤーミューン SE

レイヤーミューン SE-NB
レスピシュアワン
レスピフェンドMH-0ne
牛サルモネラ2価ワクチン
牛ヒストフィルス・ソムニワクチン“化血研”
“京都微研” ARコンポーネントワクチン
“京都微研” ND・0Eワクチン
“京都微研” キャトルワインBC
“京都微研” キャトルワイン-B02
“京都微研” キャトルワイン-C15
“京都微研” キャトルバクト3
“京都微研” ニワトリ5種混合オイルワクチン-C
“京都微研” ニワトリ6種混合オイルワクチン
“京都微研” ピッグワインAR-BP2
“京都微研” ピッグワイン-EA
“京都微研” ピッグワイン-クロスト
“京都微研” ポールセーバーAI
“京都微研” ポールセーバー0E8
“京都微研” ポールセーバーSE/ST
“京都微研” マイコミックス3
“京都微研” マリナ-4
“京都微研” マリナ-Ed
“京都微研” 牛コロナワクチン
“京都微研” 牛ヘモフィルスワクチン-C
“京都微研” 牛異常産-5
“京都微研” 牛下痢5種混合不活化ワクチン
“京都微研” 豚アクチノオイル3価ワクチン
“京都微研” 豚オーエスキ一病不活化ワクチン
“京都微研” 豚丹毒オイルワクチン
鶏サルモネラ不活化3混・KS
鶏ロイコチトゾーン病ワクチン「北研」
日生研ACM不活化ワクチン
日生研ARP混合不活化ワクチンME
日生研EDS不活化オイルワクチン
日生研MGオイルワクチンWO
日生研NBAC不活化オイルワクチン

日生研N B B E G不活化オイルワクチン
日生研N B 不活化オイルワクチン
AI不活化ワクチン (NBI)
E D S-76オイルワクチン-C
Mg 不活化ワクチン (MG-Bac)
N B M g 混合不活化ワクチン (New Bronz MG)
N B オイル「N P」
N D • I B • コリーザA C型オイル「N P」

食品健康影響評価の審議状況

(平成26年4月11日現在)

区分	要請件数 注2)	うち 26年度分	自ら評価	合計	評価終了 うち 26年度分		意見 募集中 注3)	審議中 注1)
添加物	146		0	146	132		1	13
農薬	964	1	0	964	658	5	9	297
うちポジティブリスト関係	484		0	484	255	3	7	222
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 ^{注7)}	42		0	42	10		0	32
動物用医薬品	481	98	0	481	333		4	144
うちポジティブリスト関係	108		0	108	62		3	43
化学物質・汚染物質	59		3	62	57		0	5
うち清涼飲料水	49		0	49	46		0	3
器具・容器包装	16		0	16	7		0	9
微生物・ウイルス ^{注8)}	10		2	12	11		0	1
プリオン	30		16	46	36		1	9
かび毒・自然毒等 ^{注4)}	7		2	9	9		0	1
遺伝子組換え食品等	208		0	208	180		6	22
新開発食品 ^{注5)}	78		1	79	71		1	9
肥料・飼料等	166		0	166	103		0	63
うちポジティブリスト関係	100		0	100	55		0	45
肥飼料・微生物合同 ^{注9)}	1(37)		0	1	1(12)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0		0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他 ^{注6)}	1		1	2	1		0	1
合計	2,170	99	25	2,195	1,601	5	22	575

(注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

4 自ら評価案件「デオキシンバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシンバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。

5 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。

6 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。

7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。

8 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。

9 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成26年4月11日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質2物質)
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ビクシリン)◎、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)◎■
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロコール100注射液)◎■
17/4/11	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)◎■
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラール液)◎■、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「ヨーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)◎■、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))◎■
17/8/15	厚	添加物 アルミニノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム■、スルファメトキサゾール■、トリメトプリム■、セファピリンベンザチン■、セファピリンナトリウム■
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。◎は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット)☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆回、スルファメトキサゾール☆回、セファピリン☆回、トリメトブリム☆回
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆回
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)回
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフィソゾール☆回
19/3/6	厚	農薬 トリチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆回、スルファジメトキシン☆回、スルファモノメトキシン☆回

3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。回は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。回は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆▣	1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆	3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	1
19/8/6	厚	農薬 フルシラゾール<一部☆>	2
19/8/21	厚	農薬 ブプロフェジン<一部☆>	2
19/8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサリシン☆▣	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード) ◎▣	
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、トリプホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆	6
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆	4

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。▣は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。◎は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎
20/6/2	厚	動物用医薬品 トビシリソム 1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆ 3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※ 1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン 1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛 2
21/2/3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆ 2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆ 8
21/3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆、ピランテル☆ 2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆ 2
21/3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆ 2

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。
■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。●は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	器具・容器包装 フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	5
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■	4
22/2/1	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注) ■	1
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動物用医薬品 トルフェナム酸☆	1
22/2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシン☆■	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆■、β-アポ-8'-カルチン酸エチルエステル☆■、カルシフェロール☆■、β-カルテン☆■、クエン酸☆■、酒石酸☆■、トウガラシ色素☆■、トコフェロール☆■、乳酸☆<農薬用途もあり>■、マリーゴールド色素☆■、メナジオン☆■、レチノール☆■	13
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/3/23	厚	動物用医薬品 フルメキン☆■	1

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。■は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2,4-D☆、グリホサート☆、トリシクラゾール☆、ベンタゾン☆〈全て飼〉	4
22/8/12	厚	農薬 プロベナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナップ☆、メペニピリウム☆	6
22/9/27	厚	農薬 ジクロベニル<一部☆>、DCIP☆、酸化フェンブタスズ☆	4
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ビンクロゾリン☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	9
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフェンビンホス☆、ジフルベンズロン☆	4
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 チアベンダゾール☆<一部〈飼〉>、メトブレン☆<一部〈飼〉>	6
23/1/24	厚	農薬 シモキサニル<一部☆>■、テブフェンピラド<一部☆>■、テブラロキシジム☆、ペンコナゾール☆	6
23/1/24	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン☆▣、スピラマイシン☆▣、セフロキシム☆▣	3
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスマディファム☆	8
23/3/25	厚	農薬 キノメチオナート■<一部☆>、エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、プロモキシニル☆	6
23/3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。▣は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。▣は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆	1
23/4/26	厚	添加物 カンタキサンチン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、クエン酸三エチル	3
23/6/10	厚	農薬 イソキサチオン<一部☆>、イソウロン☆、フェナリモル☆	4
23/6/24	消	特定保健用食品 サラシア100※■	1
23/7/12	厚・農	遺伝子組換え食品等 ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統(食品・飼料)■	2
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メトスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン<一部☆>■、セトキシジム<一部☆>、アシベンゾラル-S-メチル☆、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	14
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/10/14	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。#

印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要の。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、フルチアセットメチル☆、プロスルフロン☆、ヘキシチアゾクス☆	5
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ダイアジノン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロルボス及びナレド☆、アラクロール☆	8
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆■	1
24/1/23	消	特定保健用食品 コタラエキス※■、キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>※■、キシリトール オーラテクトガム<スペアミント>※■	3
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、クロサンテル☆、クロルプロマジン☆、ジエチルスチルベストロール☆、ジメトリダゾール☆、トリクラベンダゾール☆、ロニダゾール☆	7
24/3/26	厚	農薬 プロヘキサジオンカルシウム塩☆、リムスルフロン☆	2
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。■は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、キンクロラック☆、モリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	4
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	4
24/5/21	農	農薬 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	2
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート<一部☆>■、クロフェンテジン☆、テフルトリン☆、トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジン☆	9
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆胆、センデュラマイシン☆胆、バシトラシン☆胆	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆胆	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 テトラコナゾール■、ジエトフェンカルブ☆、トルクロホスメチル☆、フライド☆、フルスルファミド☆	5
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆胆、サラフロキサシン☆胆、ネオマイシン☆胆	3
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆胆	1
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリント☆	5
25/1/30	厚	農薬 メペニピリム■、チフェンスルフロンメチル<一部☆>■、クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリント☆、プロメトリン☆	7
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆、メトクロプラミド☆	3

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。胆は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
25/3/11	一	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスマチル☆、フルシリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフェニュロン☆、メタミトロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16
25/3/12	厚	農薬及び動物用医薬品 ダイアジノン☆	2
25/3/12	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆	1
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆、ラサロシド☆	2
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスマチル☆	2
25/4/2	厚	ブリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について	1
25/4/10	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> MDT121 株を利用して生産された α -アミラーゼ■	1
25/4/12	厚	ブリオン ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/5/15	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ダイズ 68416 系統■(飼料)	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
25/6/10	農	農薬 γ -BHC☆、クロルプロファム☆、ジメトエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	5
25/6/12	厚	農薬 2,4-D■、ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート■<一部☆>、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルプロファム☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆、プロマシル☆	16
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキゾマルトテトラオヒドロラーゼ■	1
25/7/17	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3) (飼料) ■	1
25/7/18	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3)(食品) ■	1
25/8/8	農	農薬 デルタメトリン及びトラロメトリン☆	1
25/8/20	厚	農薬 スルホキサフロル■、DBEDC■<一部☆>、アシュラム■<一部☆>、ノニルフェノールスルホン酸銅■<一部☆>、フルアジホップ■<一部☆>、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、フェンメディファム☆、メトリブジン☆、リュロン☆	14
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 デルタメトリン及びトラロメトリン■<一部☆>、ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	5
25/8/20	厚	動物用医薬品 アルベンダゾール☆	1
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン■	1
25/8/20	内	特定保健用食品 レア スウィート※■	1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 p -ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHTOH2系統(飼料) ■	1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 p -ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHTOH2系統(食品) ■	1
25/8/27	厚	かび毒・自然毒等 二枚貝中の下痢性貝毒に係る規格の設定	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
25/10/16	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(スイートコーン)■、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン)■、除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4) (食品)■	3
25/10/16	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4)(飼料) ■	1
25/11/13	厚	動物用医薬品 ガミスロマイシン■	1
25/11/13	農	動物用医薬品 ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ザクトラン)■	1
25/11/14	厚	農薬 キンクロラック■、フルピラジフロン■、メピコートクロリド☆	3
25/11/14	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ラサロシド■□	1
25/11/20	厚	添加物 過酢酸■、オクタン酸■、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸■、過酢酸製剤■	4
25/11/20	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統 (食品)■	1
25/11/20	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統 (飼料)■	1
25/11/25	内	特定保健用食品 跳脂茶※■	1
25/12/10	厚	農薬 クレトジム☆	1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリソ☆	2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆□	1
25/12/20	厚	農薬 ニテンピラム☆	1
25/12/20	厚	動物用医薬品及び農薬 ルフェヌロン■	1
25/12/20	厚	動物用医薬品 フルメトリソ■<一部☆>	2
25/12/20	農	飼料添加物 25-ヒドロキシコレカルシフェロール■□	1
25/12/20	農	遺伝子組換え食品等 ATC1562 株を利用して生産され 25-ヒドロキシコレカルシフェロール■	1
25/12/24	厚	対象外物質 25-ヒドロキシコレカルシフェロール■□	1
26/1/16	内	特定保健用食品 キリン 午後の紅茶 ヘルシーストレート※■	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したものののみ)。□は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
26/2/3	厚	農薬 スピロメシフェン■、セダキサン■、テブフロキン■、トルプロカルブ■、フルフェノクスロン■、ベンチオピラド■、マンデストロビン■、ミルベメクチン■、レピメクチン■、オキスピコナゾールフマル酸塩☆	10
26/2/13	厚	添加物 2,3-ジエチルピラジン	1
26/2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド產生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8) (飼料)■、低リグニンアルファKK179 系統(飼料)■	2
26/2/20	厚	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド產生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8) (食品)■、低リグニンアルファKK179 系統(食品)■	2
26/3/12	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(飼料)■、除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ FG72 系統(飼料)■	2
26/3/13	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統■(食品)、除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ FG72 系統(食品)■	2
26/3/24	農	動物用医薬品 クエン酸モサブリドを有効成分とする馬の強制経口投与剤(プロナミド散1%)	1
26/3/25	厚	農薬 クレソキシムメチル■、クロラントラニリプロール■、ピリフルキナゾン■、フェンメディファム■、メタフルミゾン■、MCPB■<一部☆>、MCPA■	8
26/3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、プレドニゾロン☆、モサブリド	4
26/3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニシン☆	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ★ 1
25/10/22～11/20	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン<一部☆>★ 4
26/1/8～26/2/6	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(スイートコーン)、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン)★ 2
26/2/25～3/26	農薬 マラチオン☆★ 2
26/3/11～4/9	動物用医薬品 ジクラズリル■<一部☆>★ 2
26/3/11～4/9	プリオン ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について★ 1
26/3/11～4/9	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグレホシネート耐性ダイズ 68416 系統■(食品)★ 1
26/3/18～4/16	動物用医薬品 メトロニダゾール☆ 1
26/3/18～4/16	特定保健用食品 素肌ウォーター※■ 1
26/3/25～4/23	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、フルミオキサジン<一部☆>■ 4
26/3/25～4/23	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> BPN01 株を利用して生産されたプロテアーゼ■、pSSA 株を利用して生産されたペプチダーゼ■、pXPO 株を利用して生産されたペプチダーゼ■ 3

注1： ★の案件についての意見募集は終了している。

注2： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したものののみ)。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成26年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 値 の 対 象
26/4/8	厚	農薬 キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル☆■、プロピコナゾール☆■、ベンジルアデニン☆

5

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高 度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針